

自然公園の効用とその受益範囲 (国立公園課試案)

自然公園の有する機能 (示した機能は例示であり、網羅的に整理したものではない)	受益範囲				
	国	地方(*1)	地方(*2)	個人(*3)	個人(*4)
日本の風景保護					
日本を代表する自然風景地の保護					
一定のまとまりのある自然環境の保全					
特異な自然現象等の保全					
郷土愛・国土愛の醸成					
自然保護意識の醸成					
精神的やすらぎ・安心感の供与					
芸術・文化の醸成					
日本の生物多様性の保全					
希少動植物及びその生息・生育地の保護 生態系、遺伝子の保護					
食料、医薬品、燃料、生活用具等の資源					
自然保護意識の醸成					
芸術・文化の醸成					
観光・野外レクリエーションの場の提供					
利用拠点の整備促進					
観光産業を中心とする経済システムの構築 入り込み客の増加による経済効果					
多様な野外レクリエーションスポーツの実施					
保養及び健康増進、体力増強					
自然保護意識の醸成					
自然体験利用の場の提供					
所要の基盤整備(ハード・ソフト)					
エコビジネスの育成					
自然環境に関する知見の習得					
環境教育・情操教育の推進					
保養及び健康増進、体力増強					
自然保護意識の醸成					
その他の副次的な役割					
国土保全(防災、水源涵養、大気浄化、等)					
CO2の吸収					
伝統的生活様式・文化の継承					
特色ある地域づくり・地域イメージ向上・地域振興					
学術研究の場の保全					
生活環境の保全					

(*1) 公園外も含む地域 (*2) 公園内の地域 (*3) 公園利用者 (*4) 公園とは関係のない者

(注) 懇談会の意見を踏まえ、本資料の標題に「国立公園課試案」と加筆しています。